

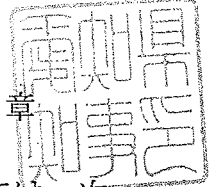


行政文書一部開示決定通知書

27観振第255号
平成27年9月1日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

愛知県知事 大村 秀章



平成27年8月20日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	海外調査報告書【オーストラリア・パース市】 ～その観光地としての現状と将来戦略～ 〔半田晃士氏（元愛知県議）が2015年6月に観光局に提出した、オーストラリア・パース視察報告書〕	
開示を実施する日時及び場所	日 時	平成27年9月3日 午前11時00分
	場 所	県民生活課（県民相談・情報センター） （愛知県自治センター2階）
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	2,280円
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手 円分
開示しないこととした部分	別紙のとおり	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	別紙のとおり	
担 当 課 等	振興部観光局観光振興課 電話：052-954-6354（ダイヤルイン）	

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県知事に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。

3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等までご連絡ください。

3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。



別紙

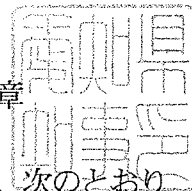
開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
<ul style="list-style-type: none">・面談相手のうちアシスタントの氏名・写真のうち、個人の顔と車のナンバープレート	愛知県情報公開条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため

行政文書不開示決定通知書

27 観振第 256 号
平成 27 年 9 月 1 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

愛知県知事 大村 秀章



平成 27 年 8 月 20 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	半田晃士氏（元愛知県議）が 2015 年 6 月に観光局に提出したオーストラリア・パース視察報告書を受け取った際の面談記録
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当 開示請求に係る行政文書を作成または取得していないため
担当課等	振興部観光局観光振興課 企画・指導グループ 電話 052-954-6354（ダイヤルイン）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、愛知県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1 の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。
- 3 1 の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。